

教育職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案

教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）第2条」を「職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項」に改める。

第2条第2項中「第3条」を「第2条第2項」に改める。

第4条の見出しを「(施行の細目)」に改め、同条中「前3条に定めるもののほか、給与の減額その他の教育職員の高齢者部分休業」を「この条例の施行」に改め、「大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて」を削り、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(高齢者部分休業中の給与の取扱い)

第4条 教育職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給与条例第23条の2第1項の規定による教職調整額を含む。）並びにこれに対する給与条例第11条の2第1項の規定による地域手当、給与条例第13条第1項の規定による管理職手当、給与条例第14条の2第1項の規定による産業教育手当及び給与条例第14条の4第1項の規定による義務教育等教員特別手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額を減額する。

(退職手当の取扱い)

第5条 教育職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項

中「前各項」とあるのは「前各項及び教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）第5条」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であった者が、この条例の施行の際現に承認を受けている高齢者部分休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）は、この条例による改正後の教育職員の高齢者部分休業に関する条例の定めるところにより承認を受けた高齢者部分休業とみなす。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

高齢者部分休業中の教育職員の給与及び高齢者部分休業の承認を受けた教育職員の退職手当の取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育職員の高齢者部分休業に関する条例 (抄)

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、教育職員（教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）第2条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する教育職員のうち、助教諭、養護助教諭及び講師を除く者をいう。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(高齢者部分休業)

第2条 省 略

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、職員の定年に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）第3条の規定による定年から5年を減じた年齢とする。
第2条第2項

3 省 略

(承認の取消し)

第3条 省 略

(高齢者部分休業中の給与の取扱い)

第4条 教育職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給与条例第23条の2第1項の規定による教職調整額を含む。）並びにこれに対する給与条例第11条の2第1項の規定による地域手当、給与条例第13条第1項の規定による管理職手当、給与条例第14条の2第1項の規定による産業教育手当及び給与条例第14条の4第1項の規定による義務教育等教員特別手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額を減額する。

(退職手当の取扱い)

第5条 教育職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年大阪市条例第60号）第5条」とする。

(給与の減額等)

施行の細目

第4条 前3条に定めるもののほか、給与の減額その他の教育職員の高齢者部分休業に関し必要

第6条 この条例の施行

な事項は、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で定める。